

# 電子入札の申請・入札時における注意事項

電子入札システムの申請・入札時の注意点を以下のようにまとめました。  
参加申請いただいた案件が、無効扱いにより失格とならないよう、十分ご確認をお願いいたします。

## 全般

- 期限時刻ギリギリにならないよう、余裕をもって電子入札システムの操作をお願いします。  
機器の不具合によるシステム使用不可の申し出は、申し出時期によっては認められない場合があります。
- ファイル名に機種依存文字などを使用しないようご注意ください。機種依存文字の詳細については、電子入札システムマニュアルを参照ください。
- 資格申請や入札時などの操作前に、落ち着いて添付資料の内容をご確認願います。  
内容の相違、添付忘れ、ファイルが展開できない、などのケースが発生しております。
- 契約担当官の氏名が人事異動により変わっている場合があります。  
その際は、現職の氏名が正式な宛先となりますのでご注意ください。  
現職の氏名については酒田河川国道事務所までお問い合わせください。
- 入札を辞退する場合は、電子入札システム上での手続きもお忘れなくお願いいたします。  
システムが使用できない場合は用紙での届け出をお願いいたします。

## 競争参加

### 資格申請時

- 入札説明書を熟読のうえ申請手続きをお願いいたします。
- 添付書類は、可能な限り所定の保存容量以内に収めるものとし、収まらない場合はご連絡ください。

## 入札時

- 入札金額の内訳書を求められている案件で、所定のものと同様式が違っている場合があります。  
また、他案件のものを再利用したことにより、件名など古いデータが残ったままになっている場合があります。
- 入札書に添付する様式(案件によって、施工計画書・技術提案書)を必ず確認し、添付忘れの無いようお願いいたします。
- 入札金額の訂正や取り消しは出来ません。入札金額を入力する際は、厳重なチェックをお願いいたします。

## 提出書類についての注意事項

(表1)は工事契約の入札説明書に記載されている一例です。  
提出書類の無効に関する注意事項については各案件の入札説明書に記載されておりますので、ご提出の際は必ずご確認いただけますようお願いいたします。

(表1)

1 未提出であると認められる場合 (未提出であると同視できる場合を含む。)	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書に押印が欠けている場合(電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。)
	(6)	内訳書が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出企業名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5 その他未提出又は不備がある場合		
※提出された工事費内訳書は返却しない。☒		

酒田河川国道事務所へのお問い合わせ先

電話 0234-27-3425

FAX 0234-27-3509

山形県酒田市上安町1丁目2番地の1

酒田河川国道事務所 経理課 契約係